

情報公開条例第28条(実施状況の公表)および個人情報保護条例第55条(実施状況の公表)の規定に基づき、令和元年度における情報公開・個人情報開示の実施状況についてお知らせします。

情報公開について 情報公開請求・決定状況		請求状況			決定状況					
		請求	写しの 交付	閲覧	公開	公開 部分	非公開	不存在	拒否	応答
総務部	裁判関係資料1件/土地・家屋課税台帳関係資料1件/牛久市地番関係資料1件/固定資産評価関係資料1件	4	16	0	8	8	0	0	0	
市民部	市民活動災害補償関係資料1件	1	8	0	6	2	0	0	0	
建設部	牛久都市開発(株)関係書類1件/生産緑地地区関係資料1件	2	5	0	1	4	0	0	0	
教育委員会	教育委員会関係資料1件/学校別検診結果関係資料1件	2	6	7	4	2	0	7	0	
合計		9	35	7	19	16	0	7	0	
個人情報開示について 個人情報開示請求・決定状況		請求	写しの 交付	閲覧	開示	開示 部分	不開示	不存在	拒否	応答
市長公室	採用試験関係資料1件	1	1	0	0	1	0	0	0	
総務部	収納関係資料1件	1	1	0	1	0	0	0	0	
市民部	申請関係資料2件	2	2	2	3	1	0	0	0	
保健福祉部	診断書関係資料6件/通知書関係資料1件/支給申請関係資料1件	8	24	0	23	1	0	0	0	
教育委員会	教育委員会関係資料3件	3	37	0	23	4	5	5	0	
合計		15	65	2	50	7	5	5	0	

※写しの交付および閲覧の件数は請求1件に対して複数の処理件数になる場合があります。(件数)

## ◆令和元年度における情報公開・個人情報開示請求の実施状況について

令和元年度において情報公開を請求された方は延べ9人で、個人情報の開示請求をされた方は延べ15人となっています。



ご相談は牛久市消費生活センターへ  
【相談日】月～金曜日  
(午前9時～正午/午後1時～4時)  
問 牛久市消費生活センター  
☎830-8802

「固定電話が使えなくなる」という勧誘電話に注意!

### 【相談事例】

大手電話会社の代理店を名乗る会社から自宅に電話がかかってくる「これまでお使いの固定電話が使えなくなります。今なら光電話の工事が無料でできます」と言われた。業者の言うように、工事をしないと固定電話は使えなくなってしまうのか。



◆利用中の固定電話はIP網への設備の切替後もそのまま使うことができます。◆設備切替の工事は不要です。

電話会社のIP網(光電話)への設備切替に便乗した、悪質ななりすまし業者による勧誘電話や訪問によるトラブル情報が寄せられています。額な請求書が届いた等の被害が報告されており注意が必要です。電話で承諾してしまうと契約書に署名せずとも契約が成立してしまうため、必要なければ毅然と断ることが大切です。

◆利用中の固定電話はIP網への設備の切替後もそのまま使うことができます。◆設備切替の工事は不要です。

※電話会社では固定電話のIP網への移行に関する問い合わせ窓口を設けています。

◆工事承諾してしまっただけにより「身に覚えのない業者から高

【受付時間】午前9時～午後5時

NTT東日本 ☎0120-815-511